

ひとり親家庭等に 医療費の一部を支給

子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

ひとり親家庭や父（母）に一定の障がいがある家庭等の保険適用医療費を、申請に基づき支給します。所得制限等の概要は以下のとおり。なお、住民税課税者は一部自己負担金があります。

■対象者

18歳到達後、最初の3月31日までの子どもとその子どもを養育しているひとり親（児童に一定の障がいがある場合は20歳になる誕生日の前日まで）

■所得制限

扶養人数	所得制限額	
	父・母・養育者	扶養義務者等
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	306万円未満	350万円未満
4人	344万円未満	388万円未満

- ・6月までの申請は令和元年中、7月以降の申請は令和2年中の所得額と扶養人数等で判定します。
- ・所得額とは、所得控除後の金額に、前夫(妻)から受け取った養育費の8割を加算し、一律控除（8万円）を差し引いた額（他にも諸控除が受けられる場合あり）
- ・扶養義務者とは、申請者の直系血族（両親・祖父母・子ども・孫等）や兄弟姉妹のうち申請者と生計を同じくする人等
申請者の配偶者（一定の障がいがある場合）にも、扶養義務者と同じ所得制限があります。

奨学資金貸付制度の活用を

☎7月8日(木)までに総務企画課へ。 ☎922-2619 ☎928-1178

経済的理由で高校・短大・大学・専門学校等への就学が困難な人に奨学金を貸し付けます。貸し付けは審査の上決定し、8月から開始します。

■条件 ①～④全てを満たす人

- ①市内に1年以上居住している。
- ②学校長の推薦がある。
- ③他の奨学金に相当する貸し付けを受けていない。
- ④1年以上1都6県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県）居住で市区町村税を完納し、債務を保証できる所得等がある連帯保証人（20歳以上で、申請者と別世帯居住）が1人いる。

■貸付月額

- 高校・高専・専修学校…国・公立1万円、私立2万円
- 短期大学・大学…国・公立1万5000円、私立3万円

■返済

貸付期間が終了した月の翌月より6か月経過後から、国・公立は貸付期間の2倍、私立は3倍の期間で均等月払い。

■個別相談

総務企画課で随時受け付け。開庁時間に来られない人は同課へ連絡を。

奨学資金貸付金返済の猶予

次の理由などにより奨学金の返済が困難な場合は、返済を猶予し、状況に応じた返済計画とすることができる場合があります。希望する人は、総務企画課までご相談ください。

- 生活保護受給
- 非課税等経済的困難
- 離職直後
- 卒業後1年以内で低所得

注意：返済猶予が認められた場合でも、返済額が免除されるものではありません。返済猶予期間の満了後、猶予していた金額を返済する必要があります。

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)を支給

子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903(平日9時～18時)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育てに伴う負担増加に対し支援を行うため、低所得のひとり親世帯等へ新たに子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します。

住民税非課税の子育て世帯（その他世帯）分に対しての給付金については、決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

■対象者 ①～③のいずれかに該当するひとり親世帯の人

- ①4月分（5月11日支給）の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、4月分の児童扶養手当を受給していない人で、令和元年中の公的年金を含む収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準だった人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変するなど、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

■支給額

児童1人につき5万円

■支給の手続き

〈①の対象者〉5月11日(火)に児童扶養手当の登録口座に支給しました。

〈②、③の対象者〉申請が必要です。

※児童扶養手当を受給しておらず、ひとり親家庭等医療費受給者証が手元にある人で申請が可能と思われる人などへ、子育て支援課から郵送で申請書を郵送しました。

■申請方法（②、③の対象者のみ）

令和4年2月28日(月)（必着）までに郵送で申請書及び簡易な収入額の申立書（市ホームページ（QRコード）から入手可）、その他必要書類を〒340-8550 子育て支援課へ。



国民健康保険と 後期高齢者医療制度の保険証を 8月から切り替え

☎国民健康保険

…保険年金課 ☎922-1592 ☎922-3178

後期高齢者医療制度

…後期高齢者・重心医療室 ☎922-1367 ☎922-3178

8月から有効となる国民健康保険の保険証（兼高齢受給者証）と後期高齢者医療制度の保険証を、それぞれ7月中旬に発送します。

※発送数が多いため、届くまでに時間がかかる場合があります。

※現在の保険証は、8月以降に保険年金課、後期高齢者・重心医療室、サービスセンターの窓口で返却するか、裁断の上、処分してください。

■国民健康保険

郵送方法：特定記録郵便

簡易書留郵便での送付を希望する世帯は、6月25日(金)までに160円分の切手を用意し、保険年金課またはサービスセンターで申請してください。

※すでに他の健康保険に加入している場合は、国民健康保険を辞める届け出が必要です。加入した職場などの健康保険証、草加市国民健康保険の保険証、マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）の3点を用意し、保険年金課またはサービスセンターで申請してください。

■後期高齢者医療制度

郵送方法：特定記録郵便（今年度から変更）

簡易書留郵便での送付を希望する人は、6月25日(金)までに160円分の切手を用意し、後期高齢者・重心医療室またはサービスセンターで申請してください。